

第2回 鶴岡市再犯防止推進協議会 会議概要

- 日 時 令和5年12月22日 13時30分～14時40分
- 会 場 鶴岡市役所 別棟21～23号会議室
- 次 第
 - 1 開会
 - 2 委員長あいさつ
 - 3 協議
 - (1) 鶴岡市再犯防止推進計画の素案について
 - 4 その他
 - 5 閉会
- 出席委員
小野旬委員※、渡辺悠委員、高根裕二委員※、田中敦委員、中西真委員、鈴木雄介委員、吉宮茂委員（委員長）、加賀山博子委員、武田晋輔委員、佐藤重勝委員（副委員長）、高橋麻紀委員※、今野良一委員、脇山拓委員 以上13名出席
※オンライン参加
- 欠席委員
本間久美子委員、菅原けい子委員
- オブザーバー
山形保護観察所統括保護観察官 葛西史子（オンライン参加）
- 事務局職員
健康福祉部参事兼福祉課長 佐藤尚子、福祉課長補佐兼生活福祉主査 木島秀明、福祉課地域福祉係係長 白幡瑞穂、福祉課地域福祉係専門員 眞坂英明
- 公開・非公開の別 公開
- 傍聴者の人数 0人

1. 開会

（事務局）

脇山拓委員が新たに委嘱され参加すること、オブザーバーとして葛西史子氏が参加することを報告する。

鶴岡市再犯防止推進協議会設置要綱（第5条第2項）の規定により、策定委員会の開会は委員の半数以上の出席が必要とされているが、13名全員の出席により会議が成立していることを報告する。

2. 委員長あいさつ

3. 協議

（1）鶴岡市再犯防止推進計画の素案について

事務局より、配布資料に基づいて説明。

(委員長)

本日は、資料①の計画の素案に関する、ご意見をお願いしたい。

(委員)

素案の4ページ目、刑事施設等の入所者に関する状況について、補足説明させていただく。

(1)の65歳以上の再入所者率が増加していることについて、65歳以上のいわゆる高齢者の受刑者や障害者など、円滑な社会復帰に支障をきたすような場合については、山形刑務所では本人の同意を得た上で、保護観察所や地域生活定着支援センターの協力を得て、適切な居住地の確保を行う取り組みを実施している。

(2)の教育の程度別の状況については、高等学校等を卒業していない人の割合が全体の3割以上ということで、当所では高等学校程度の知識を付与する教科指導を行っており、当所において希望者に高卒認定試験の実施、また中学卒業程度の知識を要する教科指導についても行っており、学力不足による社会適応の難しさを和らげる取り組みを実施している。

(3)刑事施設入所者における犯行時の就業状況については、統計データでは無職者の再犯者率は有職者の3倍ぐらいになっているということで、当所においてはハローワークの協力を得て、在所中の就労支援に力を入れている。今月8日には、所内において就労支援説明会という、社会でいうところの大学生の就職説明会のようなものを実施し、就労支援に力を入れている。

(4)刑務所出所時に帰住先のない者に関連して、帰住先のない者については満期出所となるが、帰住先があってある程度の基準を満たす者については仮釈放となる。統計データでは、満期釈放の方が仮釈放者の方よりも再犯する率が高くなっているため、当所においてはまず帰住先の確保するための働きかけを保護観察所と協力して行っている。

(委員)

検察庁の方としては、素案の15ページにある、入口支援出口支援の連携強化の部分、①山形地方検察庁と連携した支援ということで、ケア会議、家族会議などで、今後とも行政機関などと連携して、再犯防止に努めていきたいと思っている。

素案に関しての質問としては、支援対象者の情報の行政機関などでの共有方法について、一覧のリストのようなものを作るのか、またそれを実施するとすればどこが実施するのかという点について伺いたい。

(事務局)

基本的には、ケア会議や家族会議等への参加団体でこれまでのように支援団体間で情報共有するというようなイメージだと思うが、計画内では情報のリスト化等は想定しておらず、次年度以降の推進協議会の中で皆さんと協議させていただければと考えている。

(委員)

こうした質問をしたのは、再犯防止の観点から行政機関等が見守っていくために重要な部分だと思うので、今後の検討をお願いしたい。

(委員)

素案の15ページ、計画の読み方に関する部分だが、こうした内容を管内で支援をしようというスタンスだと理解している。

例えば③刑務所等入所中の支援について、管内に刑務所のあるところでは素案に記載のような支援をしていると思うが、鶴岡市には刑務所がないので、記載のようなことは現実的にできない。記載するとすれば、「入所中のもの」ではなく、「出所予定者」に対する帰住先の担当のハローワークの事前相談を受けて、保護司と一緒に来ていただくもので、訓練の出所後の斡旋や出所後のマッチングといった展開のスタートが切れる。計画の書き方としては、近年件数は多くないが、全国の刑務所から帰住先に鶴岡を考えている人がいると連絡が来て、そういった方に対して、どういった支援をするかといった書き方がよいと思う。

また、素案の1ページ、「4. 計画に基づく再犯防止施策の対象者」の部分で、いくつかあ記載されているが、「一度犯罪や非行をした人」のうち結果的に記載の状態になった人というような記載が入った方がわかりやすいと思う。「1. 計画策定の目的」で既に述べている部分ではあるが、誰が対象なのかイメージしやすいような記載が必要だと思う。

次に資料③計画のポイントについて、支援の内容は再犯というよりかなり範囲の広いもので、ハローワークで言えば生活保護の関係なども一般的な業務の範疇で行っているもの。特別に支援するとなれば、支援者準支援者の刑務所出所者ということで特別な措置があるということになる。我々もすべて普通の相談の方という枠組みで対応しているので、この計画でどういった人をどのように支援するかが少し見えにくいように感じたので、記載に何かしら工夫があればよいと思う。

資料③の就労に関する支援の資料①に対応するページが異なるように思う。

(事務局)

資料③の対応ページの表記については、①②が資料①の P13、③が資料①の P17 にそれぞれ訂正をお願いしたい。

また、対象者等の記載の仕方については本文作成のときに検討させていただき。

(委員)

特に私の方からは素案に対する修正等の意見はない。

警察で関わりが深い部分では、前回の協議会でも話したように、警察もできる限り関係機関の皆様と連携して、少年の非行の未然防止や健全育成に努めていきたいと思う。

(委員)

更生保護女性会としては、子どもたちが育っていく中で曲がらないようにということを重視している。最近ある新聞に、高齢者の人がコンビニで万引きした記事を目にした。寂しい話だと感じた。おそらくいろいろな事情があって、そういうふうになったのだと思う。

素案に関しては特に修正意見はない。

(委員)

素案に関して特に修正意見等はない。

犯罪に手を染める可能性というのは誰にでもあるものだと思うので、この計画が浸透していくことによって、再犯防止施策の対象者だけでなく、市民全体に浸透していくとよいと思う。

我々が支援できる部分では、「依存に苦しむ人への支援」の部分だと思うので、14 ページにある「立ち直り支援」などを進めていきたいと思う。

(委員)

協力事業主会の立場から、第1回目の会議でも申し上げたように、自分たちが関わる中では就労意欲が非常に乏しい方がほとんどであるという実態がある。従って、就労意欲をどのように強化するかが大きなポイントになるかと思う。

資料③の②就労に関する支援の部分について、「出所者への就労支援の普及啓発による協力事業主数の拡大」とあるが、ここ数年前から、法人については、協力事業主会の会員としての審査が大変厳しくなっている。以前は、申し込みいただければ、すぐ会員になっていただけたが、数年前から法人については、特に取締役の謄本を添付することになっている。役員の中で暴力団関係者が取締役となっていないか等の審査もあるかと思うが、非常に審査期間が長くかかっている。そういった事情から会員の拡大に結びつかないというのが、現在の悩みの種となっている。一方、個人の方については、スムーズに入会できるようになっている。

また、就労に関する支援について、協力事業主に対する建設工事の等級別加点制度が数年前に設けられたが、担当する契約管財課にも出向いて様々教えていただいた。初めての情報が非常に多かったと感じており、協力事業主会の中でも情報交換・情報共有できればと考えている。

また、第1回会議でも話したように、公共職業安定所に特別の窓口を設けていただいたが、出向いて相談に乗る人は少ない現状であり、情報の共有化によって少しでも増やしていきたいと考えている。

(委員)

素案の13ページ、就労に関する支援の「④生活困窮者自立支援制度による自立相談支援、就労準備支援」の部分で、2つ目のしたくホームでの基礎能力の形成・意欲の向上による、「社会的孤立の解消」とあるが、したくホームの大きな目標の中には社会的孤立の解消はあるものの、就労準備支援事業は、職に就くための支援というのが前提となっているので、「就労に向けた支援」などの表現に修正いただければと思う。

また、素案の16ページ「5. 再犯防止に向けた基盤の整備」の「②出所時に支援につながっていない人でも相談しやすい関係機関の連携体制の構築」の部分について、現時点で会議開催など体制について想定しているものがあれば伺いたい。

(事務局)

具体的にはまだ想定していない部分だが、やはり支援していくには関係機関が情報共有しながら同じような方向を向いていくということが重要であると思うので、内容に関しては次年度以降の推進協議会の中で皆さんと協議させていただければと考えている。

(委員)

弁護士は具体的には弁護人になっている間は関わるが、それ以外の部分では私選で従前から繋がりがあった方であればともかく、例えば釈放になった後に様々な相談に来られて消息のわかる方もいるものの、その後の消息がわからない方が圧倒的に多い。こうしたことからこの計画そのものに弁護士が積極的に関与する部分の中々難しい面があるのが実情であるが、ぜひできるところは積極的に関わっていききたいと考えている。

また、山形県弁護士会においては、全国の弁護士会で唯一「犯罪加害者家族支援委員会」というものを設けており、犯罪加害者家族の様々な相談に乗るということで予算措置をして独自の活動をしている。

犯罪加害者家族がどこまで再犯の防止に役割を果たすかということについては、様々な見解があるところだが、まだ始まってから今年で5年目という新しい事業なので、1歩1歩進めていきたいと思っている。

また、素案の1ページ「計画に基づく再犯防止施策の対象者」について、罪を犯した人などに加えて「上記の家族」というのが対象者として記載をされている。山形県の計画や他の自治体の計画も拝見した際には、「家族」が加わっている計画というのは県内ではかなり珍しいのではないかと思います。この点を加えた経緯など伺いたい。

(事務局)

先行して計画を策定した山形市でも「家族」を計画の対象に加えている。実際に支援をするにあたって、支援いただける家族がいる場合は、一緒に入っていただいた方がスムーズに相談・支援が進んでいくということもあるので、家族を含めた対象ということで記載している。

(委員)

家族が「施策の対象者」ということなのかというところが、弁護士としては疑問がないわけではないが、趣旨についてはわかった。

(委員)

素案の内容につきましては、所長や統括保護観察官、鶴岡田川地区保護司会を担当している観察官も確認しており、大方は案のとおりでよいと思う。表記方法や言い回しなどのニュアンスを修正していくことで、より良い計画になるのではないかと思います。

また、素案の1ページ、「4. 計画に基づく再犯防止施策の対象者」の部分では、先程「罪を犯した結果こうした処分になった人」というようなことを書き加えてはどうかといった意見

があったが、とてもいいご提案であると感じている。付け加えれば、「罪を犯した、または非行した結果、このような処分なった人」という書き方がよりの確に対象範囲を示すのではないかと思う。

また、「上記の家族」が対象になるのかといった部分については、先程加害者家族の支援という話もあったように、やはり家族がいないがゆえに支援を必要とする人もいれば、家族がいる中でもそういった処分を受けた人もいる。私も1回目の協議会で、家族を交えて支援することも大切ではないかと発言しております。前回の会議概要で言えば、6ページ目辺りの部分。そういった意味では、この「上記の家族」は幅広く解釈して、支援の対象ととらえてもいいのではないかと考える。

また、素案の7ページ目(1)保護司の状況の後に用語解説が簡潔に書いてあり、最後の方にも用語集を作成中とあるので、最後にもまとめて載るのだとは思いますが、本文を読む中で要所要所でこのように簡潔にその場でわかりやすく載せるのは、とても良いと思う。今年度同じく計画策定を進めている天童市でも、同じく要所要所で解説を書き加えていた。

同じく素案の7ページの協力事業所の部分で、用語解説が「協力事業主」と書いてあるが、正式名称としては「協力雇用主」が正しいので、修正いただきたい。鶴岡田川地区協力事業主会という会の名称では正しい名称であるが、用語解説上は「協力雇用主」となる。

こうした修正を含め、おそらくは2月のパブコメパブリックコメントの前あたりに、計画案に関して示されると思うので、そこでの修正も踏まえて完成させていただければ、より良い計画になると思う。

(委員)

素案の10ページ、現状を踏まえた課題については、的確にいろいろ課題を載せていただいていると感じた。検察庁で実施している入口支援などの関係で、(5)の部分、また入口支援を実施する中で課題が出ているという部分で(7)の部分が、非常にリンクしてくると考えている。

孤立を防ぐということで山形地方検察庁で実施しているが、その中で関係機関の横の連携というのが、時間が経つにつれて弱くなってきてしまうということが非常に懸念される。我々山形地方検察庁の方でも5年間やってきたところで、数年前にケア会議を行った人が再犯してしまったケースについて、今年に入って再度ケア会議を行った。今回は弁護人の方から声かけをしてもらっての開催で、数年前の前回会議に参加した同じ関係機関、病院の先生にも入っていたが、1回目会議と同じメンバーは病院の先生のみで、あとの方は担当が替わっていたこともあり、1回目のケア会議の内容を把握していないという方が多かった。1回目のケア会議から再犯するまでの間、関係機関同士の横の連携がとられていなかったのではないかと、ということで、我々検察庁の方でも非常に反省した部分だった。特に対象者の主治医であった精神科の病院の先生からの「誰も自分に対象者の情報をくれなかったのはなぜか」というコメントは非常に重大なものとして捉えている。医師の方では、病気に関してはしっかりと治療しているが、その他の部分、ケア会議でも課題だと言われた部分について、誰も医師に情報を伝達していなかったという状況だった。

今後、この素案をもとに計画を策定し、実際に来年度から動いていくという場面に関しては、この検察庁での反省点を大いに生かしていただきたいと思う。参考までにケア会議のメンバーの方からは、やはり検察庁以外でも関係機関の横の連携の中心になっていただく方がいるとよいつの意見があった。ケア会議に参加いただく中では、やはり市町村の方が一番持っている情報が多いという部分があるので、ケア会議に参加した市の部署で情報を集約していただき、検察庁が会議に入っている場合には、何か問題があれば検察庁にも連絡をいただければ対応させていただくような連携がとれればと思う。そうした場合も、どこの機関にどのような連絡をしているのかの確認、他の機関に連絡がいない場合は他の機関の方に連絡したり、または連絡していただくよう伝えるなどの対応を行っています。今申し上げた点は実際にケースで動く際の参考にしていただければと思う。

もう1点、素案の10ページ「(7)関係団体間の連携による相談支援体制について」の「多くの相談窓口や再犯防止分野の認知度が低く、連携不足」という点について、我々検察庁の入口支援については、市や社会福祉協議会、地域包括支援センター、弁護士会の弁護人の方にも

協力いただいたときもあり、ご理解いただけていると感じているところではあるが、当初はケア会議等に参加していない、または新たに関与していく方たちに、検察庁から入口支援・ケア会議への協力依頼する際には、自分たちのところでは再犯防止には関わっておらず、なぜ参加しないといけないか、という声があった。こうした経緯もあるので、再犯防止施策を知っていただく広報活動は重要だと思う。鶴岡市でも、本計画が出来上がった際には、広報活動を徹底して行っていただいた方がよいと思う。

(委員)

地域生活定着支援センターの取組みについても素案の15ページにあるように、出口支援だけでなく入口支援の部分においても関わっているので、関係機関の皆さんと連携した支援となっている。

素案の15ページの用語解説の中の当センターの説明について「受け入れ施設の斡旋」とある。当センターパンフレットにも同様の言葉が出ているものの、現状に沿った表現として「福祉サービスなどの利用調整」に修正していただければと思う。

また、資料③の③は内部連携に関する部分だが、外部も含めた計画推進には「医療」分野の視点があるとよいと思った。

素案の施策の柱の2番目には「保健医療・福祉サービスの利用促進」とあるが、実際に我々の支援対象者となる方ほとんどが服薬等が必要であり、受診・通院同行の医療機関の調整などを多くの方が必要とする。幸いにも医療機関から拒否されたというケースはそうそうないのかもしれないが、こういった再スタートを切る方に理解のある医療機関であってほしいと思うので、施策の周知・広報の際に医療機関へ周知・情報共有、横の連携ができるようになればよいと感じた。

(委員長)

保護司会の立場としては、1回目の会議で申し上げたように、犯罪を未然に防止するという関係機関の連携の下に、非行防止や犯罪防止を行うという1つの命題がある。またもう1つには、犯罪や非行をした者の自立更生を願う活動をするという役割がある。

特に今回の計画のポイントの中では、各委員からご意見をいただいたことで、より保護司会として活動しやすい、テキストとなるものを作成いただけるのではないかと思います。

もう1点は、特に第5章にこの計画の推進体制を明文化されたということについて大変ありがたく思う。

私は庄内町に住んでいるが、今鶴岡市で再犯防止推進計画を策定中なので、庄内町でもこれを見習って、庄内町でも策定しないかと、先日の町議会で申し上げたところ。町では前向きに検討したいという話になっており、その際は鶴岡市からもアドバイスをいただきたいと回答いただいている。

計画が無事策定となった暁には、我々は計画をどう生かしていくかということが大事だと思う。市の担当課では策定作業がまだまだ残っているが、何とかよろしくお願ひしたい。

4. その他

(事務局)

本日いただいたご意見を基に計画本文を作成していくので、個別の部分については各委員にご相談させていただきたい。

5. 閉 会